

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 知事、副知事及び教育長の平成29年4月から平成30年3月までの間に支給されるべき給料を減額することとした。（附則第40項関係）

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 警察官の職員定数を増加することとした。（第2条関係）

2 警察官の階級別定数を増加することとした。（第2条の2関係）

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 管理又は監督の地位にある職員の平成29年4月から平成30年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額を減額することとした。（附則第37項関係）

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 管理又は監督の地位にある職員の平成29年4月から平成30年3月までの間に支給されるべき管理職手当を減額することとした。（附則第39項関係）

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 旅券法に関する事務を環境生活部から政策地域部に移管することに伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2、別表第3関係）

2 次の手数料を増額することとした。（別表第4関係）

（1）介護支援専門員再研修手数料

（2）介護支援専門員更新研修手数料

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、次の手数料を徴収することとした。（別表第7関係）

（1）建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

（2）建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

（3）建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料

4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第7関係）

5 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の一部改正に伴い、個人情報の訂正を実施した場合における通知の相手方に条例事務関係情報照会者等を加えることとした。（第32条関係）

2 番号利用法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条、第33条の2、第65条関係）

3 施行期日

この条例は、平成29年5月30日から施行することとした。（附則関係）

◎自治振興基金条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 激甚災害復旧事業について、貸付金額の限度額及び貸付利率の特例を設けることとした。（第5条、第6条関係）

- 2 自治振興基金の額を7,206,000千円（改正前7,706,000千円）に減額することとした。（第3条関係）
- 3 国民体育大会施設等整備事業について、貸付金額の限度額及び貸付利率の特例を廃止することとした。（第5条、第6条関係）

4 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2及び3は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 社会教育法第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定に係る事務を、新たに八幡平市及び平泉町が処理することとした。（別表第2関係）
- 2 工場立地法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 4 特定非営利活動促進法第10条第1項の設立の認証等に係る事務を、新たに八幡平市が処理することとするほか、同法の一部改正に伴い所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 5 大規模小売店舗立地法第5条第1項の大規模小売店舗の新設の届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとした。（別表第2関係）
- 6 中心市街地の活性化に関する法律第38条第2項の大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理に係る事務を、新たに花巻市が処理することとした。（別表第2関係）
- 7 大規模小売店舗立地法施行規則第5条、第10条、第14条、第15条及び第17条の公告の方法の認定等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとした。（別表第2関係）
- 8 岩手県文化財保護条例第21条において準用する同条例第19条第2項の指示等に係る事務を、新たに滝沢市が処理することとした。（別表第2関係）

9 施行期日等

- (1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、認定特定非営利活動法人等が行う海外への送金又は金銭の持出しに係る書類について、知事への事前の提出を要しないこととする。こととした。（第10条関係）
- 2 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第11条～第14条関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県国民健康保険運営協議会条例（条例第15号）

- 1 県の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、知事の諮問機関として岩手県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 協議会の所掌について定めることとした。（第2条関係）
- 3 委員の人数等協議会の組織について定めることとした。（第3条関係）
- 4 協議会の会長及び副会長について定めることとした。（第4条関係）
- 5 協議会の招集等協議会の会議について定めることとした。（第5条関係）
- 6 協議会の庶務は、保健福祉部において処理することとした。（第6条関係）
- 7 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとした。（第7条関係）

8 施行期日等

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

◎指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

東日本大震災復興特別区域法による訪問リハビリテーション事業所に係る特例措置の期間を平成32年3月31日まで延長することとした。(附則第47項関係)

2 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

東日本大震災復興特別区域法による介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例措置の期間を平成32年3月31日まで延長することとした。(附則第45項関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 指定放課後等デイサービス事業所に児童指導員等を置かなければならないこととした。(第67条関係)

2 指定放課後等デイサービス事業者が行う指定放課後等デイサービスの事業の情報の提供、評価等について定めることとした。(第71条の2関係)

3 その他所要の整備をすることとした。(第4条、第7条、第72条、第72条の4、附則第1項～第4項関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 指定就労継続支援A型事業者が就労の機会の提供に当たり努めなければならない事項に利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図ることを加える等所要の改正をすることとした。(第179条関係)

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対して、省令に規定するところにより賃金及び工賃を支払わなければならないこととした。(第180条関係)

3 その他所要の整備をすることとした。(第180条関係)

4 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 就労継続支援A型事業者が就労の機会の提供に当たり努めなければならない事項に利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図ることを加える等所要の改正をすることとした。(第78条関係)

2 就労継続支援A型事業者は、利用者に対し、省令に規定するところにより、賃金を支払わなければならないこととした。(第79条関係)

3 その他所要の整備をすることとした。(第79条関係)

4 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第20号)

1 母子保健法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条、第3条関係)

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎獣医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 獣医師修学資金の一般修学資金の貸付金額を増額するとともに、一般修学資金の区分を改め、限度額を設けることとした。（第5条関係）
- 2 借受者は、県等において獣医師の業務に従事した期間が貸付期間の1.5倍に相当する期間に達するものとして免除の規定を適用した場合に償還すべき額が生ずるときは、当該額を償還しなければならないこととした。（第10条、第12条関係）
- 3 獣医師国家試験に合格した後直ちに県等において獣医師の業務に従事した場合における修学資金の償還の免除の額について、当該業務の従事期間の区分に応じ規則で定める額とすることとした。（第11条関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 5 施行期日等

（1） この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 森林整備地域活動支援交付金基金条例の有効期限を廃止することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止する条例（条例第23号）

- 1 岩手県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止することとした。（本則関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎高等学校生徒等修学等支援基金条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 高等学校生徒等修学等支援基金条例の有効期限を平成33年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）